

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合)支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等(支出決定日)	(会費の場合)支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	鉄道技術開発費補助金	97,670,386	-	令和6年4月25日	-	公財	国認定	当該補助金は、鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、左記の者を始め技術研究組合、鉄道事業者、メーカー等の鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する法人が行う、安全対策、環境対策に係る技術開発等に要する費用の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、効率的な執行の観点から機構において交付するものであり、左記の者は当該補助金の交付を受けている法人の一つである。当該補助金の交付に当たっては、国土交通省に設置された各分野の専門家からなる鉄道技術開発課題評価委員会において、より効率的、効果的な技術開発にするため、必要性、効率性及び有効性の観点から事前評価が行われた技術開発に対して交付を行っている。また、同様の観点で事後評価も行われており、今後とも当該支出の透明性を図るため、適切に実施していく。	有

【記載要領】

- (注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。